

平成26年2月臨時会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成25年度2月補正予算関係等(経済対策関係))

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年2月臨時会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		商工政策課	2
		立地戦略課	4
		経済産業総室 (産業振興室) (経営支援室)	8
		雇用人材総室 (就業支援室)	16
	2 歳入歳出事項別明細書		21
	3 節の明細		26
	4 繰越明許費に関する調書	経済産業総室	27
	5 債務負担行為に関する調書	商工政策課他	28

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第2号	鳥取県基金条例の一部改正について	雇用人材総室	30
議案第3号	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について	立地戦略課	32

報告番号	件名	課名	頁
報告第3号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について	経済産業総室	34
報告第4号	長期継続契約の締結状況について	産業人材育成センター	35

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
商工政策課	801,957	33,067	835,024				33,067	
立地戦略課	4,974,197	628,515	5,602,712				628,515	
経済産業総室	6,270,338	64,247	6,334,585				64,247	
雇用人材総室	5,033,158	1,347,865	6,381,023	1,250,000		97,865		
一般会計合計	17,170,156	2,073,694	19,243,850	1,250,000		97,865	725,829	

説明

一般会計

【商工政策課】	(新)フードディフェンス強化支援事業	10,500
	【経済・雇用振興キャビネット】素形材産業高度化総合支援事業	22,567
【立地戦略課】	企業立地事業補助金	598,700
	企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金	29,815
【経済産業総室】		
(産業振興室)	(新)経営改善設備投資支援事業	25,600
	鳥取県版経営革新支援事業	23,500
(経営支援室)	(新)商圈拡大・需要獲得支援事業	5,000
	経営力強化緊急支援事業	7,000
	地域商業活性化促進支援事業	1,844
	[制度改正]企業自立サポート事業(制度金融費)	—
	信用保証料負担軽減補助金	1,303
【雇用人材総室】		
(就業支援室)	[債務負担行為]中高年者就業支援事業	—
	(新)鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	1,250,000
	緊急雇用創出事業	97,865

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費
2項 工鉦業費
2目 中小企業振興費

商工政策課(内線:7212)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (新)フードディフェンス強化支援事業	0	(債務負担行為額) 21,000 10,500	(債務負担行為額) 21,000 10,500				(債務負担行為額) 21,000 10,500	
トータルコスト	0	11,294	11,294	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食品製造工程における異物混入という消費者への重大な健康被害を及ぼす事案が発生し、食品の安全確保に対する要望が高まっていることを踏まえ、緊急対策として、食品製造業者等の安全対策強化の取組を支援することで、県内の食品産業の一層の信頼性向上を図る。

2 主な事業内容

県内の食品製造業者等が行う意図的な異物混入等を防御するための安全管理体制の強化（フードディフェンス）に要する経費の一部を助成する。

<フードディフェンス強化支援補助金>

対象者	県内の施設で食品加工生産を行う中小企業者		
対象事業	食品の製造工程等において、意図的な異物混入等を防御するための機器設備やシステムの導入 ○セキュリティカメラや照明装置の設置 ○ICタグによるセキュリティゲートの設置 ○異物探知装置の導入 ○開封防止のための封印や製造ロットを印字する機械の導入 ○システム開発又は提案のためのコンサル委託 等		
補助上限額	3,000千円	補助率	2/3以内
補助期間	最長12カ月(債務負担行為:平成26年度)		
対象経費	設備購入、施設改修費、システム開発委託費など		
予算額	補助金 10,500千円(交付決定枠 21,000千円、7件分)		

3 これまでの取組状況、改善点

「食の安全・安心プロジェクト推進事業」で食品製造業の認証取得等の支援を行っているが、意図的な異物混入事案の発生を受けて、緊急対策として安全管理強化への支援を実施する。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

商工政策課（内線：7212）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考						
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源							
【経済・雇用振興キャビネット】素形材産業高度化総合支援事業	65,979	22,567	88,546				22,567							
トータルコスト	73,923	22,567	96,490	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務										
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人											
工程表の政策目標（指標）	—													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要 新興国市場の拡大に伴う国内メーカーの海外市場近接地での調達戦略や自動車産業のEV化の進展など、事業環境が変化中、県内のものづくり基盤産業である素形材産業の技術の高度化を図るとともに、海外需要の取り込みを目指す。 そのために、新興国ではできない付加価値の高い技術開発（新素材・高度部材を用いた成形技術等の強化）への支援や、団塊世代の退職による生産技術力低下への対応及び受注受身型企業から提案型企業への転換のために必要となる高度な経営管理能力等を有する人材といった中核人材の育成を支援する。</p>														
<p>素形材産業・・・川上（素材メーカー）と川下（最終製品組立メーカー）の川中に位置する、鋳造、鍛造、金型といった「ものづくり基盤産業」の業種・業態を指す。</p>														
<p>2 主な事業内容 <素形材産業高度化総合支援事業費補助金>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000</td> <td>22,567</td> <td>72,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助事業対象経費の見込が当初の想定を上回ることとなり、補助事業者の事業実施を促進するために補正するもの。</p> <p><補助事業の概要> 新興国ではできない付加価値の高い技術の研究開発を促進するため、成長分野（EV、医療機器、航空機など）を目標として、新素材・高度部材の成形に必要な技術力（軽量化・耐久性・耐食性）の向上や、海外展開に資する取り組みに必要な経費の一部を補助する。 【対象事業】技術開発（基礎研究、応用研究、実用化研究）、海外調査、グローバル人材育成 【素材対象】スーパーハイテン、マグネシウム、アルミニウム、チタンなど 【補助金額】1企業につき最大20,000千円 【補助期間】平成27年3月末まで（債務負担行為限度額：100,000千円） 【補助率】2/3以内</p>									補正前	補正額	合計	50,000	22,567	72,567
補正前	補正額	合計												
50,000	22,567	72,567												
<p>3 これまでの取組状況、改善点 ・平成23年度からこれまでに、素形材産業高度化総合支援事業費補助金により延べ8社を支援した（事業実施中の企業も含む）。</p>														

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

1目 工鉱業総務費

立地戦略課（内線：7664）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
[制度改正] 企業立地事業補助金	3,055,833	598,700	3,654,533				598,700	
トータルコスト	3,073,310	598,700	3,672,010	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	—				
工程表の政策目標 (指標)	県外企業の誘致促進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新增設の増加を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

企業立地等事業助成条例に基づき、工場等の新增設企業に対し企業立地事業補助金を交付することにより、企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、県内経済の活性化に資する。

近年、県内経済は有効求人倍率の上昇など、一定の回復傾向にあるとはいえ、県内中小企業は、受注生産を主とする業態のメーカーが多く、大企業の景気動向に大きく左右され、景気回復の効果が及びにくい産業構造となっている。

大企業の工場撤退等、県内製造企業が、安定的かつ継続的に事業を推進させるためには、企業が持つ独自技術・サービス等を活用して、ニッチな分野等も含め市場を獲得していくことが必要となる。そのため、県内に本社を有する中小企業が行う、独自技術・サービス等を活用し、新たな市場を開拓するための設備投資に対する加算措置を設ける等の制度拡充を行う。

2 主な事業内容

(1) 企業立地補助制度の制度の拡充

県内に本社を有する中小企業が、高い競争力のある独自技術やサービスなどを活用して行う新たな市場開拓や需要拡大に向けた設備投資を行う場合、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。

<企業立地補助制度>

対象事業	製造業		自然科学研究	ソフトウェア業、機械設計	情報処理・提供
	特定製造業	所・研修所	業、コンテンツ事業	サービス業	
要件	投資額	1億円超	1億円超	3千万円超	3千万円超
	新規常時雇用者数	10人以上	10人以上	技術者等5人以上(※)	技術者等5人以上(※)
	投下固定資産額	10～15%	30%	30%	10%
補助金額	リース料・賃借料	操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2			
	補助限度額	5億円～30億円	30億円	10億円	10億円
	加算措置	○先進的技術、県内資源の活用又は著しい雇用を伴う事業等で知事が特に認めるもの ○製造・開発等を集約する拠点と知事が認める工場等 ○特に著しい雇用増加を伴うと知事が認めるもの ○リスク分散により立地を行うもの ○海外から工場等の全部又は一部を移転する場合で知事が認めるもの [制度拡充]県内に本社を有する中小企業が、高い競争力のある独自技術やサービスなどを活用して行う新たな市場開拓や需要拡大を行う事業で知事が認めるもの (加算措置：投下固定資産額の10%、初年度賃借料の50%、上限5億円)			

※県内中小企業の場合は、投資額3千万円超、新規常用雇用者数3名以上

(2) 企業立地事業補助金の増額補正について

<本年度補助金交付予定事業>

	補正前	今回補正	合計
新增設件数	56件	新增設 2件 次年度へ変更 △1件	57件
新規雇用者数	1,006人	5人	1,011人
投資額	22,807,302千円	7,130,850千円	29,938,152千円
補助金額	3,055,833千円	598,700千円	3,654,533千円

<増額の理由>

○平成25年11月補正予算成立時以降に、事業の進捗が進み、企業立地補助金交付見込みが早まった案件が生じたため、増額補正を行うもの。

3 これまでの取組状況、改善点

企業立地件数（平成26年1月末日現在）

(件)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県外企業の誘致	5	5	11	15	7
県内企業の新增設	7	24	30	36	24

平成26年2月補正(経済対策関係)企業立地事業補助金について

商工労働部立地戦略課

A 平成25年11月補正後予算

項目	製造業		研究開発・自然科学研究所		ソフトウェア業等		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数		35	11	5	1	1			3	41	15	56
投資額(千円)		6,580,296	13,516,939	1,576,134	757,925	62,319			313,689	8,218,749	14,588,553	22,807,302
雇用者数(人数)		236	538	23	5	9			195	268	738	1,006
補助金額(千円)		778,535	1,269,643	649,024	227,377	6,231			125,023	1,433,790	1,622,043	3,055,833

※平成25年度当初予算及び平成25年度11月補正予算後の企業立地補助金の交付予定のもの

B 平成26年2月補正(経済対策関係)後予算

項目	製造業		研究開発・自然科学研究所		ソフトウェア業等		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数		35	12	5	1	1			3	41	16	57
投資額(千円)		6,580,296	13,762,289	8,461,634	757,925	62,319			313,689	15,104,249	14,833,903	29,938,152
雇用者数(人数)		236	548	18	5	9			195	263	748	1,011
補助金額(千円)		778,535	1,294,178	1,223,189	227,377	6,231			125,023	2,007,955	1,646,578	3,654,533

※平成25年11月補正後予算(A)から

- ①平成25年度当初予算要求時以降に企業立地事業認定を行い、平成25年度中に補助金の交付を行うものに加え、
- ②平成26年度中に補助金を交付予定であったものが、平成25年度に支払いが前倒しされたものに加え、
- ③平成25年度中に補助金交付予定であった企業が、平成26年度以降の支払い予定に変更されたものを除いた数

C 平成26年2月補正(経済対策関係)予算

項目	製造業		研究開発・自然科学研究所		ソフトウェア業等		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数		0	1	0	0	0			0	0	1	1
投資額(千円)		0	245,350	6,885,500	0	0			0	6,885,500	245,350	7,130,850
雇用者数(人数)		0	10	-5	0	0			0	-5	10	5
補助金額(千円)		0	24,535	574,165	0	0			0	574,165	24,535	598,700

※上記B-Aにより算出したもの。

※当初平成25年度中に補助金交付予定であった企業が、平成26年度以降の支払いへ変更されたものがあることから、雇用者数がマイナスとなっているものもあります。

■参考■Bのうち、平成25年度に新たに事業認定を行い、平成25年度中に補助金を交付予定のもの(真水分)

項目	製造業		研究開発・自然科学研究所		ソフトウェア業等		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数				1						1	0	1
投資額(千円)				7,831,800						7,831,800	0	7,831,800
雇用者数(人数)				5						5	0	5
補助金額(千円)				1,000,000						1,000,000	0	1,000,000

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

立地戦略課(内線:7664)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金	364,342	29,815	394,157				29,815	
トータルコスト	365,136	29,815	394,951	(補正に係る主な業務内容) 申請書の審査・補助金の交付手続				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致促進：県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進：県内企業の新増設の増加を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

企業投資の促進を図るため、既存工業団地において、市町村が行う団地の再整備に要する経費の一部を補助する。

2 主な事業内容

新規誘致案件に伴う工業団地再整備事業補助金における予算の補正を行うものである。

(1) 補助事業の概要

○大山IC工業団地

大山町が大山IC工業団地において行う貸し工場の整備に係る経費の一部を補助する。

(単位:千円)

年度	事業費	補助対象経費	県補助金
平成25年度	110,000	59,630	29,815

整備期間：平成26年2月

(2) 制度の概要

対象地	県・市町村及びそれらが50%以上出資している法人が造成している又はする一団の土地
要件	投資額1億円以上かつ新規常時雇用労働者数10人以上、又は新規常時労働者数20人以上
対象施設	工業団地区域内：用地造成及び道路、公園等の改築及び貸事務所の整備 工業団地区域外：排水施設、道路の新設又は改築
補助対象経費	上限10億円 ただし、鳥取県地域産業活性化基本計画にある集積業種の企業が立地する場合は、上限を20億円とする。(注)
補助率	1/2 ただし、県内経済への波及効果があると知事が認める場合で、次の①を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 2/3 ①及び②又は ①及び③を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 3/4 ①、②及び③を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 4/5 とする。(注) ①財政力指数が0.5未満の市町村 ②従業員1人当たりの市町村別製造品出荷額等の過去5年平均が県平均を下回る市町村 ③「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例及び規則」で定める中山間地域の区域

(注) 平成28年度末までの時限措置

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成21年度に制度を創設し、これまでに7件の工業団地整備を行っており、企業の大規模投資、外企業の誘致促進に繋がっている。
- 当該案件は8件目であり、企業のニーズに応じた既存工業団地の有効利用を図っている。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

立地戦略課（内線：7664）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）企業立地に係る雇用拡大・高度人材育成事業	(0)	(15,000)	(15,000)			(15,000)		

※緊急雇用創出事業で一括計上

事業内容の説明

〔 本事業は、国の平成25年度臨時経済対策において新たに創設された「地域人づくり事業」について、「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し実施するもの。 〕

1 事業の目的・概要

誘致企業による新規立地や事業拡大を行うための新增設事業などの企業立地にあわせ、人材確保・人材育成を目的として行う雇用・人材研修・販路開拓・海外展開等を支援する。

＜企業立地に併せた支援を行う理由＞

企業立地事業は、新たな事業進出・展開を行う事業であり、事業を成功に導くためには、人材確保・人材育成が必要となる。このため、企業立地事業に伴う新たな人材確保や人材育成を支援することにより、企業が行う新事業に併せた職場内外での研修が可能となる。

2 主な事業内容

企業立地による雇用拡大事業	企業立地事業の認定等を受けている事業で、当初認定された雇用計画よりも更に拡大を図る場合、その拡大される事業に伴う雇用に対する人材育成を委託する。 ※雇用1名に対する委託費上限は1,000千円までとする。
マネジメント・高度技術者雇用促進事業	新たに企業立地事業を行う企業が、企業立地後の事業運営を安定的・加速的に行うために、事業のコアとなるべきマネジメント人材並びに高度技術者を雇用し、人材育成を委託する。 ※雇用1名に対する委託費上限は7,000千円までとする。

補正予算額：15,000千円

3 これまでの取組状況、改善点

企業立地に対する支援はこれまで設備投資・賃借に係る補助金や、制度融資などによる支援を行ってきたところであるが、企業立地事業を安定的に実施していくためには、人材確保・育成を行うことが必要となる。

また、企業立地事業を行う中で事業のコアとなる高度な技術人材やマネジメント能力を有する人材の育成を行うことにより、企業立地事業の早期達成及び県内経済の発展に結びつけることができる。

＜参考＞地域人づくり事業

失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

経済産業総室〔産業振興室〕（内線：7657）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (新)経営改善設備投資支援事業	0	(債務負担 行為額 50,000) 25,600	(債務負担 行為額 50,000) 25,600				(債務負担 行為額 50,000) 25,600	
トータルコスト	0	26,394	26,394	(補正に係る主な業務内容) 要綱制定、商工団体調整、補助金交付事務等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標 (指標)	県内企業の競争力ある新事業展開と販路開拓等への支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

経済成長戦略による景気回復への期待が高まる一方、消費税率引き上げによる需要減少が懸念される状況を踏まえ、鳥取県版経営革新計画の認定を受け新たな取組にチャレンジする中小・小規模事業者を対象として、さらなるステップアップに向けた経営改善や成長分野への新事業展開に必要な設備導入を支援することにより、県内の中小・小規模事業者の競争力強化や雇用の維持拡大を図る。

2 主な事業内容

〈経営改善設備投資支援補助金〉

対象者	(1) 県版経営革新計画の認定事業者 →ものづくり企業以外も含む「全業種」が対象 (2) 県版経営革新計画の数値目標等を達成または達成が見込まれること (3) 雇用の維持または増加を前提とした事業計画を有すること
対象事業	○設備投資を伴う経営改善・向上の取組（生産性やサービスレベル向上） ○県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野にかかる新事業展開
補助上限額	【一般型】 3,000千円（事業規模下限 500千円） 【成長戦略型】 10,000千円（事業規模下限4,500千円） ※成長戦略型は、先進的な技術開発を伴う設備投資や一定の経済波及効果が認められるものなどを対象
補助率	2/3以内
対象経費	設備（生産性・サービスレベル向上または新事業展開に必要な建物・機械装置、工具器具、備品、システム）の購入、改修、リース費用等
補助期間	最長12ヶ月（債務負担行為：平成26年度）

予算額

- (1) 企業への補助金 25,000千円（交付決定枠 50,000千円）
(2) 商工団体への事務費補助 600千円

3 これまでの取組状況、改善点

○平成24年度に鳥取県版経営革新計画認定制度を創設。県内中小企業者による新たな取組を認定し、補助金や雇用奨励金により計画実行を支援してきた。

〔認定企業数〕 487社（H25.12月末現在）

（製造業86社、建設業58社、卸売・小売121社、宿泊・飲食66社、その他サービス113社、その他43社）

○生産性やサービスレベルの向上に必要な設備導入を支援し、実効性のある経営改善や新分野への進出を促す。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

経済産業総室[産業振興室]（内線：7657）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
鳥取県版経営革新支援事業	384,650	23,500	408,150				23,500	
トータルコスト	387,033	23,500	410,533	（補正に係る主な業務内容） 経営革新正規雇用創出奨励金の支給				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標（指標）	県内中小企業者の経営革新計画承認件数及び経営革新計画達成企業割合の増加、県版経営革新計画の推進（県版経営革新計画の認定：H24年度～H26年度 600件）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新規事業・販路開拓に活路を見出す中小・零細企業のチャレンジを支援するため、経営革新支援事業を強化し、経営革新に取り組む企業数の増加を図る。

2 主な事業の内容

県内中小企業者（全ての業種が対象）が策定する新たな取組に関する1～2年の短期計画について、県が『鳥取県版経営革新計画』として認定し、その認定者に対しては正規雇用創出奨励金を支給するなどして、その取組を支援する（目標：3年間で600社認定）。これにより、県内中小企業者に成功体験を提供し、経営革新への意欲を高める。

【補正内容：正規雇用創出奨励金の増】

当初予算（奨励金分）： 90,000千円（50万円×180件）
 執行見込： 113,500千円（50万円×227件）
 差引： 23,500千円（50万円×47件）の増

【経営革新正規雇用創出奨励金とは】

○趣旨

長期安定的な雇用環境の創出を支援することを目的として、新たに県内在住者の正規雇用に努めた、経営革新計画又は鳥取県版経営革新計画を実施する事業主に奨励金を支給する。

○奨励金の額

県内在住の新規正規雇用労働者1名当たり100万円
 ※6か月の正規雇用実績ごとに50万円を2回に分けて支給する。

○奨励金支給の主な要件

平成24年4月1日か経営革新計画認定日のいずれか遅い方の日以降に正規雇用した県内在住の労働者を6か月以上継続して雇用していること。
 ただし、経営革新計画認定日と奨励金申請日の県内在住の雇用保険被保険者数を比較して純増していること。

○正規雇用の定義

次の3要件を全て満たすこと。
 ①雇用期間の定めのない雇用であること。②所定労働時間が週30時間以上であること。
 ③同じ事業所の他の通常の労働者と1週間の所定労働時間が同程度であること。

3 これまでの取り組み状況と改善点

鳥取県版経営革新計画の認定件数と奨励金支給状況

区分	H24年度	H25年度 (～H25.12.31)
県版計画認定件数	313件	174件
雇用奨励金：支給件数	18件	167件
：支給金額	9,000千円	83,500千円

雇用奨励金の申請は県版計画認定後に正規雇用を行い6か月以上経過し初めて可能になるので、県版計画の制度発足初年度である平成24年度は、雇用奨励金の申請件数は少ない。

平成24年度から平成26年度の3年間で600社の認定を目標としているが、平成25年12月の時点で認定件数は487件に達している。引き続き、正規雇用創出奨励金などの支援策を通じて促進を図る。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

経済産業総室[経営支援室]（内線：7658）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (新) 商圏拡大・ 需要獲得支援事業	0	(債務負担 行為額 5,000) 5,000	(債務負担 行為額 5,000) 5,000				(債務負担 行為額 5,000) 5,000	
トータルコスト	0	5,794	5,794	(補正に係る主な業務内容) 事業者、関係機関・団体との連絡調整、要綱 作成、補助金交付、検査等事務手続き等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					

工程表の政策目標（指標） 企業の経営課題に応じた企業支援体制の構築

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

卸・小売事業者、サービス事業者等が行う消費税率引き上げに対応した消費喚起の取組や、高速道路の開通や新たな航路就航等、新たな人・モノの流れの変化によるストロー現象等の他圏域への消費流出に対する取組、商圏拡大等に資する取組の支援を行う。

2 主な事業内容

【予算額 5,000千円】

事業枠	事業概要
消費喚起型	県内及び他商圏における消費喚起の取組の経費について補助する。（県内外で実施するイベント、他商圏へのセールスプロモーション等） 【対象経費】 イベント実施費用、広報費用 等 ◆補助金額 2,000千円（定額） ◆実施期間 12ヶ月以内
調査検討型	商圏拡大及び需要獲得に係る調査・検討の取組の経費について補助する。 【対象経費】 市場調査費用、テストマーケティング費用 等 ◆補助金額 3,000千円（定額） ◆実施期間 12ヶ月以内
事業改善型	商圏拡大や需要獲得に向けた取組（新サービス等の開発、新事業展開、業態転換等）の経費について補助する。 【対象経費】 専門家による指導費用、システム改修費用等 ◆補助金額 5,000千円以内（補助率2/3以内） ◆実施期間 24ヶ月以内

3 これまでの取組状況、改善点

少子高齢化による人口減少、平成26年4月以降の消費税率引き上げ等、卸・小売、サービス事業者等の経営環境は今後厳しい状況に置かれることが予想される。

一方で、高速道路の開通、DBS航路、米子鬼太郎空港へのスカイマーク便就航など、大交流時代を迎えた鳥取県に、新たな人・モノの流れが生まれるといった明るい材料も見られる。

これらの外部環境の影響を大きく受ける卸・小売業、サービス業等の業種は、ピンチであると同時にチャンスであるといえる。

消費税率引き上げや、他圏域への消費流出等に対する課題解決の取組を支援するとともに（ピンチの克服）、ヒト・モノの流れを着実に経済活性化（カネの流れ）につなげるべく、新たな消費喚起に向けた取組、業態転換も含めた生産性向上等の取組を支援し（チャンスをつかむ）、個々の企業の経営力強化を図っていく必要がある。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

経済産業総室〔経営支援室〕（内線：7658）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 経営力強化緊急 支援事業	(44,600) 44,600	(債務負担 行為額) (7,000) 39,865 7,000	(債務負担 行為額) (7,000) (84,465) 51,600			(32,865)	(債務負担 行為額) (7,000) 7,000	
トータルコスト	46,983	7,000	53,983	(補正に係る主な業務内容) 商工団体との連絡調整、申請・報告の審 査、補助金事務				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目 標（指標）	企業支援体制の充実（経営支援による企業体質の強化）：企業の経営課題に応じた 企業支援体制の構築							

事業内容の説明 ※上段（ ）は緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

厳しい経営環境にある中小企業者等への経営支援や高度化・複雑化する経営支援ニーズに的確に対応するため、商工団体の経営支援活動等の充実・強化を図る。

【補正理由】

平成26年4月の消費税率引き上げを控え、商工団体の需要創出に繋がる取組や巡回・相談体制の充実を図るほか、外部専門機関を活用した経営支援を新たに助成対象にするため、増額補正を行うものである。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	補正前	補 正	概 要
(1)需要創出 等推進事業	30,000	5,000	商工団体が実施する中小企業者等の需要創出(取引開拓、新事業展開等)に繋がる支援活動等に要する経費を助成する。
(2)商工団体 支援体制強 化事業	2,600	(32,865)	※「支援人材育成事業」から名称変更
職員の配置	—	(32,865)	新たに、商工団体が配置する巡回専門職員に要する経費を助成する。(計7名) ※「緊急雇用創出事業」(基金事業)を活用
中小企業診 断士資格取 得促進	2,600	—	商工団体職員の中小企業診断士等の資格取得に要する費用を助成する。(中小企業大学校への派遣費用の一部を助成)
(3)企業経営 力強化事業	12,000	2,000	商工団体がコーディネートする企業間連携等への支援に加え、新たに外部専門家活用に要する経費を助成する。 ※「企業連携推進事業」から名称変更
計	44,600	(39,865) 7,000	

3 これまでの取組状況、改善点

商工団体が経営支援を行っている県内中小企業等の多くは「売上減少と過剰債務」といった経営課題を抱えている状況に加え、消費税率引き上げを控えている。

このような状況の中、現在措置している商工団体の経営支援活動の充実強化を早期に図る必要がある。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

経済産業総室[経営支援室]（内線：7658）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域商業活性化促進支援事業	0	1,844	1,844				1,844	
トータルコスト	0	3,433	3,433	(補正に係る主な業務内容) 制度設計、市・実施主体との連絡調整、 申請・報告の審査、補助金事務				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策目標（指標）	商業・サービス業の活性化：まちづくりの主体である市町村等と連携した商業（商店街）・サービス業の活性化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

商店街振興組合等が行う施設整備事業等に対して支援を行い、中心市街地、商店街の活性化を図る。

2 主な事業内容

商店街の商業環境整備事業等に対して支援を行う市に対して助成を行う。

事業内容	路面整備などにより、商業環境の整備を図る。 [実施主体] 笑い通り商店街振興組合 [実施場所] 笑い通り商店街（米子市西倉吉町） [事業内容] カラー舗装、ベンチや植栽等の設置など [工 期] 約11ヶ月間：H26.3～H27.1（予定）
事業費	[総事業費（改修事業費）] 17,431千円（予定） 補助対象経費 16,601千円（国補助対象16,601千円） 国補助予定 11,067千円（2/3） 県補助予定 1,844千円（1/9） 市補助予定 1,845千円（1/9） 事業者負担 2,675千円（1/9）

【県の補助制度の概要等】 制度概要と変更点（補助要件の変更）

補助金名	鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金
実施主体	組合（商店街振興組合など）等
対象事業	アーケード、カラー舗装、イベント広場・公園・緑地・街路灯・公衆便所等、店舗（テナントミックスに資するものに限る。）及びこれらの施設と一体的に整備されるものほか
補助対象経費	施設整備及び当該施設と一体的に整備されるものの建設又は取得に要する経費（土地の取得・使用・造成・補償費を除く。）及び設計監理料の合計額から国の補助金を除いたもの（仕入控除税額を除く。）
補助率等	市町村が補助に要する経費の1/2以内又は補助対象経費の1/3以内のうちいずれか低い額。 限度額 50,000千円/件
補助要件	中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法）、又は商店街活性化事業計画（地域商店街活性化法）に基づいて実施する施設整備事業で、国の補助金（中小商業活力向上補助金、地域商業再生事業費補助金）を受けて行うものであること等。 ⇒対象補助金に『商店街まちづくり事業』（平成24年度新設国補助金）を追加。

3 これまでの取組状況、改善点

平成22年度：法勝寺町商業環境整備事業（米子市）、五臓圓ビル再生事業（鳥取市）
平成23年度：若桜街道商店街活性化事業（こむ・わかさ：鳥取市）
平成24年度：元町通り商業環境整備事業（米子市）
平成25年度：鳥取駅前サンロード改修事業（鳥取市）

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7款 商工費

1項 商業費

3目 金融対策費

経済産業総室〔経営支援室〕（内線：7658）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
[制度改正] 企業自立サポート 事業(制度金融費)	1,634,369	0	1,634,369					
トータルコスト	1,643,902	0	1,643,902	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	—				
工程表の政策目標 (指標)	資金調達の変質化：経済情勢や企業ニーズに即した資金調達環境の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>厳しい経営環境下での県内中小企業の円滑な資金調達や新たな需要獲得を目指す競争力強化のための事業展開を下支えするため、国の経済対策に併せて、前向きな設備投資の後押しとともに資金繰り緩和や経営再生サポートに資する資金メニューの創設や制度拡充を行う。</p> <p>2 主な制度内容</p> <p>(1) 業態転換やテイクオフなど新たな需要を獲得するための設備投資後押しのため、超長期資金「企業競争力強化資金（仮称）」の創設【新設】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆貸付利率 通常利率／10年以内：1.66% 10年超：1.87% <li style="padding-left: 20px;">特別利率／10年以内：1.43% 10年超：1.60% ◆融資期間 20年以内（うち据置3年以内（据置特例5年以内）） ◆使 途 設備（設備＋運転や設備＋借換は可） ◆特例措置 次の要件に該当する場合、特別利率の適用や信用保証料を更に軽減※ <li style="padding-left: 20px;">・鳥取県経済再生成長戦略の戦略的推進分野、商圏拡大（海外展開含む）、地域経済活性化に資するとして公的支援案件、規制強化に伴う施設改修等（耐震化、地下タンク更新等） <p>※利用企業の経営状況に応じた現行の負担軽減措置に加え、一定の要件（上記条件、小規模事業者、消費税率引き上げ対応、特定の創業）に該当する場合には、更に現行の5割程度にまで負担軽減</p> </div> <p>(2) 円滑なニューマネー供給環境の整備【新設】</p> <p>全国の業況悪化業種（セーフティネット保証※1）の指定業種の縮小※2に伴い、新たに全業種対応のニューマネー資金「県版セーフティネット資金（仮称）」を創設する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆対 象：リーマンショック前対比で売上減少企業（全業種） ◆融資期間：10年（うち据置3年）以内 ◆貸付利率：年1.43% ◆債務負担：信用保証協会の貸倒リスクの1/2について県の損失補償を設定。 ◆限度額：8,000万円 ◆使 途：運転・設備（借換） </div> <p>※1 全国的に業況が悪化している業種（国が指定）を営む事業者が金融機関から受ける融資について、信用保証制度の特例として融資額の100%を信用保証協会が保証する制度（通常80%）</p> <p>※2 国の補正予算成立の一定期間経過後、指定業種が現在の642業種から195業種に縮小される予定。（主な指定外業種）電子・デバイス製造業、食料品製造業の一部、繊維工業の一部、建設業の一部など</p> <p>(3) 債権者調整を必要とする経営再生をサポートする金融支援の継続</p> <p>超長期（15年）の借換資金「経営再生円滑化借換特別資金」を延長する。</p> <p>(4) 小規模事業者や創業する者に対する支援【拡充】</p> <p>「小規模事業者」や商工団体等の継続的支援など一定の要件を満たす「創業」について、更なる保証料軽減を措置する。</p>								

(5)消費税率引き上げへの対応【新設】

地域経済変動対策資金に「消費税率引き上げ影響対応枠」を設定し、長期・低利の融資制度を設けることに加えて、更なる保証料軽減を措置する。

〔使途：運転・設備・借換 期間：10年（据置3年）以内 限度額：2.8億円 金利：年1.43%〕

3 これまでの取組状況、改善点

地域経済に大きな影響を及ぼす世界的な金融危機や経済情勢の変化を受けて、厳しい経営環境にある県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、資金繰り緩和やニューマネー資金の供給など、臨機応変な金融対策を実施してきた。

(主な取組状況)

◆平成20年度1月臨時補正

既往借入金等の返済負担軽減のため、「経営安定支援借換資金」等を創設。

〔使途：借換 期間：10年（据置3年）以内 限度額：2億円 金利：年1.66%等〕

◆平成21年度9月補正予算

リーマンショックからの受注回復期におけるニューマネー資金需要に対応するため、セーフティネット保証を活用した「経営活力再生緊急資金」を創設。

〔使途：運転・設備 期間：10年（据置3年）以内 限度額：8千万円 金利：年1.43%〕

◆平成23年度当初予算

景気対応緊急保証終了（H23.3末）後の円滑なニューマネー供給環境を整備するため、「経営活力再生緊急資金」をリニューアルして、セーフティネット保証（業況悪化業種）から外れる中小企業者も融資対象とする「経営活力強化資金」を創設。

〔使途：運転・設備 期間：10年（据置3年）以内 限度額：8千万円 金利：年1.43%〕

◆平成23年度9月補正予算

県内大手企業の事業再編（三洋CE）の影響を受ける中小企業者の資金需要に対応するため、「地域経済変動対策資金」を創設。

〔使途：運転・設備・借換 期間：10年（据置3年）以内 限度額：2.8億円 金利：年1.43%〕

◆平成24年度6月補正予算

金融円滑化法の終了を年度末に控え、経営再生に向け取り組む中小企業者等を支援するため、超長期の「経営再生円滑化借換特別資金」を創設。

〔使途：借換 期間：15年（据置1年）以内 限度額：2.8億円 金利：年1.60%〕

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

7 款 商工費
 1 項 商業費
 3 目 金融対策費

経済産業総室[経営支援室](内線:7658)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
信用保証料負担軽減補助金	115,376	1,303	116,679				1,303	
トータルコスト	118,554	1,303	119,857	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	—				

工程表の政策目標(指標) 資金調達の円滑化: 経済情勢や企業ニーズに即した資金調達環境の整備

事業内容の説明

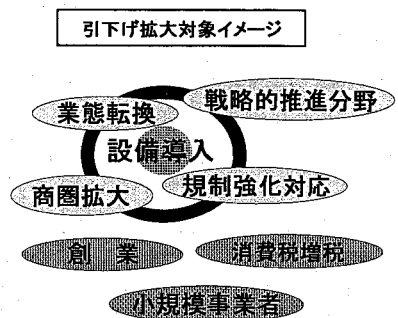
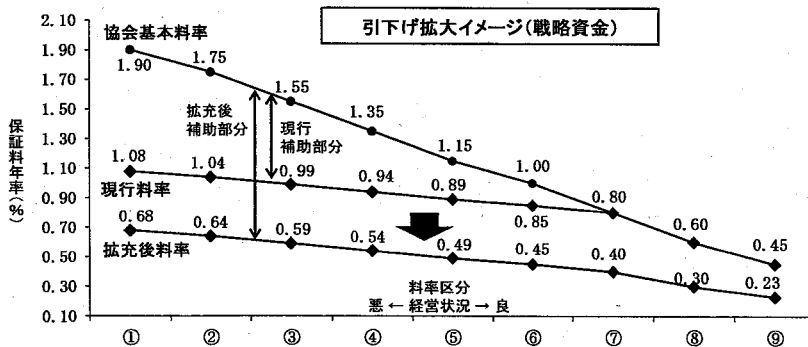
1 事業の目的・概要

企業自立サポート事業(制度金融)では、その信用保証料率を鳥取県信用保証協会(以下「保証協会」)の基本料率より低く設定しており、これによる保証協会の減収相当額について同協会に補填を行っている。この度、さらに低い制度料率を設定し、中小企業者等の業態転換や小規模事業者層の創業や事業継続の下支えを図る。

2 主な事業内容

— … 引下げ拡大部分

区 分	基本料率	事業者負担		補助率(拡充後)	対 象 資 金
		現 行	拡 充 後		
一般資金	0.45% ~1.90%	0.45%	~1.45%	0.07% ~0.45%	企業自立化支援資金、企業立地促進資金
戦略資金	通常	0.45% ~1.90%	0.45% ~1.08%	0.15% ~0.82%	経営安定支援借換資金、経営活力強化資金(一般保証)、地域経済変動対策資金など
	特例	0.45% ~1.90%	0.45% ~1.08%	0.23% ~0.68%	0.22% ~1.22%
小規模資金	0.45% ~2.20%	0.45% ~1.23%	0.23% ~0.78%	0.22% ~1.42%	中小企業小口融資、小規模事業者融資



3 これまでの取組状況、改善点

県の制度融資においては、従来から全資金を対象に、信用保証料の一部を補助し中小企業者の負担軽減を図ってきたところである。全国的には景気回復が進展する一方、県内中小企業者には十分に波及していない中で、特に厳しい経営環境下にある企業層に対し、より一層の配慮が必要である。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

雇用人材総室 [就業支援室] (内線: 7 2 2 9)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 中高年者就業支援事業	[債務負担行為額] 103,885	[債務負担行為額] 10,907	[債務負担行為額] 114,792				[債務負担行為額] 10,907	
	44,589	0	44,589					
トータルコスト	46,972	0	46,972	(補正に係る主な業務内容) 中高年者に対する就職支援				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人					
工程表の政策目標 (指標)	中高年者等就職困難者の就業支援：中高年者等就職困難者の就職率を前年以上とする							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ミドル・シニア仕事ぶらざ（県内3か所設置）については、就職が困難とされる中高年者（おおむね40歳以上）の就職支援業務を3か年間（平成23年4月～平成26年3月）、民間職業紹介事業者へ委託実施した。この事業効果が高かったため、引き続き3年間事業を実施するため、平成25年11月補正予算において債務負担行為を措置しているが、より一層きめ細かな支援を行うため、増額する。

2 主な事業内容

- (1) 企業求人開拓をより一層強化するため、活動旅費を増額する。
- (2) 求職者が利用しやすくより広い事務所を想定し、事務所借上料を増額する。

3 これまでの取組状況、改善点

・ミドル・シニア仕事ぶらざ登録者の就職率

平成23年度	平成24年度	平成25年度	※平成25年度は12月末現在
51.1%	62.2%	61.0%	

<参考：ミドル・シニア仕事ぶらざ概要>

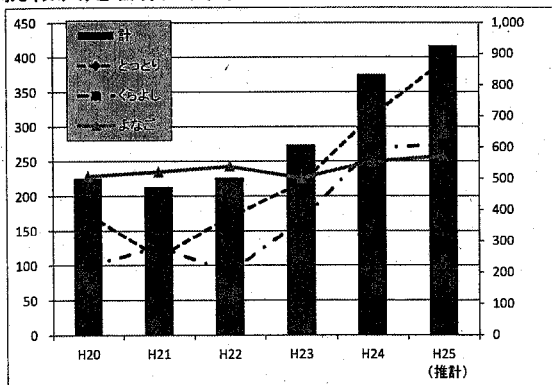
- ・委託期間：平成26年4月1日～平成29年3月31日（3年間の債務負担行為）
- ・開所時間：月～金曜日 午前10時～午後6時（土・日曜日、祝祭日、年末年始除く）
- ・支援内容：就業支援員を配置し、職業相談から求人開拓、就職先の紹介までマンツーマン体制で、きめ細やかな就職支援を実施する。

・体制

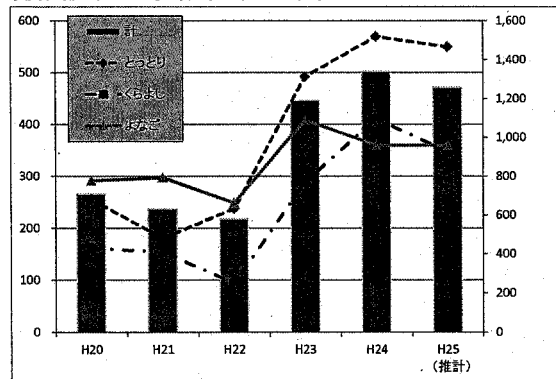
地 区	平成26年度	(参考:平成25年度)
鳥 取	7	6
倉 吉	2	2
米 子	3	4
計	12 (うち基金対応2)	12

※平成27・28年度の人員体制については、通常体制（6名）をベースにしつつ、当初予算編成時の雇用情勢を踏まえて判断

就職決定者数 (単位: 人)



新規相談者・求職者数 (単位: 人)



平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

雇用人材総室〔就業支援室〕（内線：7229）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	0	1,250,000	1,250,000	1,250,000				
トータルコスト	0	1,250,000	1,250,000	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標（指標）	緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

現在、国からの交付金により「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を造成し、雇用機会の創出を図るための事業の財源に充当している。
今回、国の補正予算により、「地域人づくり事業」が創設され、交付金の追加交付が見込まれるため、「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を積み増しするものである。

2 主な事業内容

- (1) 補正額（基金への追加造成額） 1,250,000千円
- (2) 地域人づくり事業の概要（厚生労働省資料）

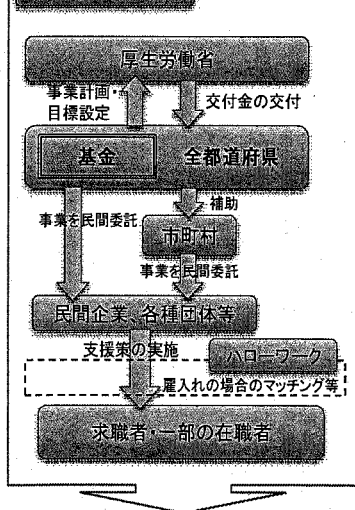
地域人づくり事業の概要

平成25年度補正予算案
1.020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

- （例）
- 【雇入れを伴うもの】
 - ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れたの座学研修・企業実習／
 - ② 高齢者等を雇い入れたの介護補助事業等（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費
 - 【雇入れを伴わないもの】
 - ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
 - ④ 中小企業の情報発信／
 - ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
 - ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング等（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

- （例）
- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
 - ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
 - ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

3 これまでの取組状況、改善点

県内経済、雇用情勢は回復傾向にあるものの、一部の業種については事業再編等の影響が続いており、基金の積み増しや柔軟な取り扱いについて、その都度、本県の特殊事情への配慮を国へ要望してきたところである。

平成25年度一般会計補正予算（経済対策関係）説明資料

5款 労働費
 1項 労政費
 1目 労政総務費

雇用人材総室[就業支援室]（内線：7229）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 緊急雇用創出 事業	債務負担 行為額 202,599	債務負担 行為額 97,865	債務負担 行為額 300,464			債務負担 行為額 97,865 〈繰入金〉 97,865		
	3,017,076	97,865	3,114,941					
トータルコスト	3,032,964	97,865	3,130,829	(補正に係る主な業務内容) 基金事業審査、補助金事務				
従事する職員数	2.0人	0.0人	2.0人					
工程表の政策目 標（指標）	緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した臨時的な雇用創出事業について、このたび、国の経済対策により新たに「地域人づくり事業」が創設され、これに伴う基金が積み増しされたことに伴い、当該基金を活用し、県内の実情に対応した人材育成及び雇用拡大等を図る事業を速やかに実施する。

2 主な事業の内容

(1) 補正額 97,865千円

(2) 地域人づくり事業の概要

民間企業等への委託により次の事業を実施する。

事業内訳	事業内容	実施期間
雇用拡大プロセス	未就職卒業者や、結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業 (雇用を伴わない事業も可能) 《雇用期間》… 1年以内(雇用を伴う場合) 《実施要件》… 受託者は、「人材育成・就業支援計画」の策定が必要 ・雇用を伴う事業では、OJTとOFF-JTを組み合わせた研修実施が必要 ・雇用を伴わない事業では、事業費に占める新規雇用者の人件費割合が1/2以上	平成26年度末まで ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで実施可能
処遇改善プロセス	非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取組を支援することにより、在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を図る事業 《実施要件》… 受託者は、「処遇改善計画」の策定が必要	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・現行の緊急雇用創出事業については、平成25年度中に事業開始の「起業支援型地域雇用創出事業」分を除き、平成25年度末をもって終了するが、これまでに多くの雇用機会創出を実現してきている。
- ・このたびの「地域人づくり事業」では、地域の実情に対応した人材育成による雇用拡大のほか、在職者の処遇改善を目標とする事業実施が可能となり、経済成長戦略等と連携することで、より効果的な成果が期待できる。

平成25年度補正（経済対策関係）緊急雇用創出事業 事業一覧

1 地域人づくり事業

所属名		事業名	事業費 (千円)	新規 雇用 (人)	事業概要
商工労働部	経済産業総室	経営力強化緊急支援事業	32,865	7	商工団体(商工会議所、商工会・商工会連合会、中小企業団体中央会)に高度な経営アドバイス等ができる人材を配置・育成し、会員企業の支援体制を強化する。
	立地戦略課	企業立地に係る雇用拡大・高度人材育成事業	15,000	9	誘致企業による新規立地や事業拡大を行うための新規設事業などに対応し、人材確保及び高度技術人材の育成等に取り組む企業を支援する。
	雇用人材総室	人づくりによる経済成長戦略推進事業	50,000	—	鳥取県経済再生成長戦略の対象分野で、県内企業が社員の処遇改善を目的として、新事業展開などの中で取り組む在職者の人材育成等を支援する。 (処遇改善 目標企業数 10社)
予備枠			—	—	
小 計			97,865	16	

2 合計

区 分	事業費 (千円)	新規 雇用 (人)
県事業計（地域人づくり事業）	97,865	16
市町村補助事業 計	—	—
合 計	97,865	16

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)人づくりによる経済成長戦略推進事業	(0)	(50,000)	(50,000)			(50,000)		

事業内容の説明 ※緊急雇用創出事業で一括計上
 本事業は、国の平成25年度臨時経済対策において新たに創設された「地域人づくり事業」について、「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し実施するもの。

1 事業の目的・概要

鳥取県経済再生成長戦略の対象分野で、県内企業が在職者の処遇改善を目的として新事業展開等において取り組む人材育成等を支援する。

2 主な事業内容

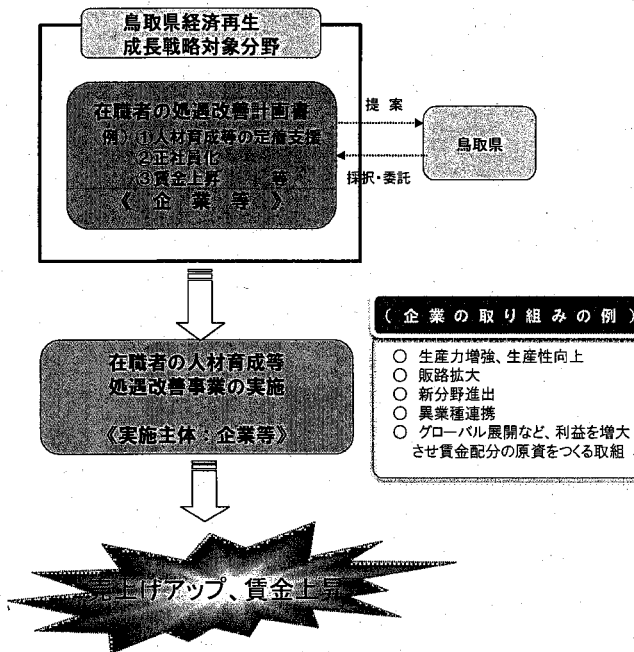
次の戦略的推進分野の企業から、在職社員の処遇改善に向けた事業計画を募集し、審査・採択の上、事業委託を行う。（鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクトの対象事業は除く。）

(1) 実施方法

公募方式とし、審査委員会又は関係課による審査により選定する。

- ・事業費上限 …… 1社(件)当たり5,000千円以内
- ・事業目標 …… 処遇改善企業数 10社(件)

《人づくりによる経済成長戦略推進事業のスキーム》



《対象分野》

環境・エネルギー (エコカー・太陽光・リサイクル)
次世代デバイス (電機・電子関連産業)
バイオ・食品関連産業
健康・福祉サービス関連産業
まちなかビジネス
コミュニティビジネス
観光ビジネス
農林水産資源関連ビジネス
次世代サービス (BPO・データセンター・コンテンツ)

- (企業の取り組みの例)
- 生産力増強、生産性向上
 - 販路拡大
 - 新分野進出
 - 異業種連携
 - グローバル展開など、利益を増大させ賃金配分の原資をつくる取組

(2) 事業の効果等

在職者の処遇改善に繋がる新規の事業展開や生産力の向上といった取り組みを通して、経済成長戦略の効果的な目標達成を目指す。

＜参考＞地域人づくり事業

失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業。

平成25年度2月補正予算(経済対策関係)歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費									
	うち商工労働部									
							1項 労政費			
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	369,767		369,767	343,981		343,981	259,685		259,685	
2 給 料	169,326		169,326	139,878		139,878	55,215		55,215	
3 職 員 手 当 等	86,619		86,619	70,490		70,490	27,825		27,825	
4 共 済 費	119,846		119,846	109,046		109,046	64,812		64,812	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	24,060		24,060	24,060		24,060	24,060		24,060	
8 報 償 費	571,761		571,761	571,464		571,464	437,306		437,306	
9 旅 費	23,118		23,118	17,499		17,499	9,007		9,007	
費用 弁 償	12,991		12,991	9,573		9,573	6,912		6,912	
普 通 旅 費	6,227		6,227	4,477		4,477	1,951		1,951	
特 別 旅 費	3,900		3,900	3,449		3,449	144		144	
10 交 際 費	50		50							
11 需 用 費	47,143		47,143	45,108		45,108	12,878		12,878	
12 役 務 費	16,853		16,853	14,392		14,392	8,077		8,077	
13 委 託 料	2,309,815	97,865	2,407,680	2,309,710	97,865	2,407,575	2,059,303	97,865	2,157,168	
14 使用料及び賃借料	63,830		63,830	62,856		62,856	34,050		34,050	
15 工 事 請 負 費										
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	1,264		1,264	578		578				
19 負担金、補助及び交付金	1,151,384		1,151,384	1,142,298		1,142,298	1,089,955		1,089,955	
20 扶 助 費	303		303	303		303				
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料	5,009		5,009	5,009		5,009	5,009		5,009	
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	9,299	1,250,000	1,259,299	9,299	1,250,000	1,259,299	9,299	1,250,000	1,259,299	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	51		51	51		51				
28 繰 出 金	5,292		5,292	5,292		5,292	5,292		5,292	
予 備 費										
計	4,974,790	1,347,865	6,322,655	4,871,314	1,347,865	6,219,179	4,101,773	1,347,865	5,449,638	
財 源 内 訳	国 庫	674,334	1,250,000	1,924,334	674,334	1,250,000	1,924,334	252,014	1,250,000	1,502,014
	地 方 債									
	そ の 他	3,037,647	97,865	3,135,512	3,037,647	97,865	3,135,512	3,022,290	97,865	3,120,155
	一 般 財 源	1,262,809		1,262,809	1,159,333		1,159,333	827,469		827,469

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費								
	1目 労政総務費			うち商工労働部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	259,685		259,685	68,380		68,380	46,871		46,871
2 給 料	55,215		55,215	404,910		404,910	290,799		290,799
3 職 員 手 当 等	27,825		27,825	204,050		204,050	146,545		146,545
4 共 済 費	64,812		64,812	192,154		192,154	146,935		146,935
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賃 金	24,060		24,060						
8 報 償 費	437,234		437,234	568,945	23,500	592,445	559,936	23,500	583,436
9 旅 費	8,685		8,685	93,440		93,440	49,855		49,855
費用 弁 償	6,912		6,912	10,977		10,977	6,932		6,932
普 通 旅 費	1,660		1,660	47,803		47,803	24,579		24,579
特 別 旅 費	113		113	34,660		34,660	18,344		18,344
10 交 際 費									
11 需 用 費	12,532		12,532	64,397		64,397	24,629		24,629
12 役 務 費	7,750		7,750	43,413		43,413	24,414		24,414
13 委 託 料	2,031,151	97,865	2,129,016	718,132		718,132	302,697		302,697
14 使用料及び賃借料	34,010		34,010	124,550		124,550	31,143		31,143
15 工 事 請 負 費				10,000		10,000			
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費				1,000		1,000	1,000		1,000
18 備 品 購 入 費				3,752		3,752	3,000		3,000
19 負担金、補助及び交付金	1,087,388		1,087,388	9,287,109	702,329	9,969,438	8,776,834	702,329	9,479,163
20 扶 助 費									
21 貸 付 金				1,407,656		1,407,656	1,365,915		1,365,915
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	5,009		5,009						
24 投 資 及 び 出 資 金				2,500		2,500	2,500		2,500
25 積 立 金	9,299	1,250,000	1,259,299						
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	5,292		5,292	21,948		21,948	21,948		21,948
予 備 費									
計	4,069,947	1,347,865	5,417,812	13,196,336	725,829	13,922,165	11,795,021	725,829	12,520,850
財 源 内 訳	国 庫	252,014	1,250,000	1,502,014	71,804		71,804		
	地 方 債				316,000		316,000	316,000	
	そ の 他	3,022,290	97,865	3,120,155	1,716,074		1,716,074	1,376,234	1,376,234
	一 般 財 源	795,643		795,643	11,092,458	725,829	11,818,287	10,102,787	725,829

(単位:千円)

款 項 目									
	1項 商業費								
	節 別	補正前	補正額	補正後	2目 商業振興費			3目 金融対策費	
補正前					補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	29,436		29,436	25,753		25,753			
2 給 料	235,584		235,584						
3 職 員 手 当 等	118,720		118,720						
4 共 済 費	90,975		90,975	3,998		3,998			
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賃 金									
8 報 償 費	3,965		3,965	3,485		3,485			
9 旅 費	25,033		25,033	8,892		8,892	879		879
費 用 弁 償	4,643		4,643	2,220		2,220			
普 通 旅 費	15,562		15,562	3,204		3,204	879		879
特 別 旅 費	4,828		4,828	3,468		3,468			
10 交 際 費									
11 需 用 費	13,339		13,339	6,561		6,561	766		766
12 役 務 費	15,001		15,001	4,444		4,444	370		370
13 委 託 料	35,293		35,293	22,193		22,193			
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	12,601		12,601	5,632		5,632	437		437
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費									
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,227,024	15,147	2,242,171	1,178,886	13,844	1,192,730	808,849	1,303	810,152
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	1,079,015		1,079,015				1,079,015		1,079,015
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金									
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料									
24 投 資 及 び 出 資 金	2,500		2,500				2,500		2,500
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	3,888,486	15,147	3,903,633	1,259,844	13,844	1,273,688	1,892,816	1,303	1,894,119
財 源 内 訳	國 庫								
	地 方 債								
	そ の 他	1,079,309		1,079,309	127	127	1,079,165		1,079,165
	一 般 財 源	2,809,177	15,147	2,824,324	1,259,717	13,844	1,273,561	813,651	1,303

(単位:千円)

款 項 目										
		2項 工鉱業費								
		補正前	補正額	補正後	1目 工鉱業総務費			2目 中小企業振興費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	17,435		17,435	15,066		15,066	2,121		2,121
2	給 料	55,215		55,215	55,215		55,215			
3	職 員 手 当 等	27,825		27,825	27,825		27,825			
4	共 済 費	55,960		55,960	55,633		55,633	327		327
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金									
8	報 償 費	555,971	23,500	579,471	355,900		355,900	200,071	23,500	223,571
9	旅 費	24,822		24,822	6,128		6,128	18,030		18,030
	費用弁償	2,289		2,289	1,486		1,486	139		139
	普通旅費	9,017		9,017	3,868		3,868	5,149		5,149
	特別旅費	13,516		13,516	774		774	12,742		12,742
10	交 際 費									
11	需 用 費	11,290		11,290	3,800		3,800	7,490		7,490
12	役 務 費	9,413		9,413	4,265		4,265	5,148		5,148
13	委 託 料	267,404		267,404	13,456		13,456	253,948		253,948
14	使用料及び賃借料	18,542		18,542	4,256		4,256	14,286		14,286
15	工 事 請 負 費									
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費	1,000		1,000	1,000		1,000			
18	備 品 購 入 費	3,000		3,000				3,000		3,000
19	負担金、補助及び交付金	6,549,810	687,182	7,236,992	3,998,173	628,515	4,626,688	1,441,041	58,667	1,499,708
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	286,900		286,900				286,900		286,900
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金	21,948		21,948				21,948		21,948
	予 備 費									
	計	7,906,535	710,682	8,617,217	4,540,717	628,515	5,169,232	2,254,310	82,167	2,336,477
財 源 内 訳	国 庫									
	地 方 債	316,000		316,000						
	そ の 他	296,925		296,925	74		74	296,851		296,851
	一 般 財 源	7,293,610	710,682	8,004,292	4,540,643	628,515	5,169,158	1,957,459	82,167	2,039,626

(単位:千円)

款 項 目	商工労働部 合計			
	補正前	補正額	補正後	
節 別				
1 報 酬	390,852		390,852	
2 給 料	430,677		430,677	
3 職 員 手 当 等	217,035		217,035	
4 共 済 費	255,981		255,981	
5 災 害 補 償 費				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 賃 金	24,060		24,060	
8 報 償 費	1,132,247	23,500	1,155,747	
9 旅 費	67,792		67,792	
費 用 弁 償	16,505		16,505	
普 通 旅 費	29,376		29,376	
特 別 旅 費	21,911		21,911	
10 交 際 費				
11 需 用 費	70,505		70,505	
12 役 務 費	39,224		39,224	
13 委 託 料	2,615,564	97,865	2,713,429	
14 使用料及び賃借料	94,735		94,735	
15 工 事 請 負 費				
16 原 材 料 費				
17 公 有 財 産 購 入 費	1,000		1,000	
18 備 品 購 入 費	3,578		3,578	
19 負担金補助及び交付金	9,953,075	702,329	10,655,404	
20 扶 助 費	303		303	
21 貸 付 金	-1,609,715		1,609,715	
22 補償、補填及び賠償金				
23 償還金、利子及び割引料	5,009		5,009	
24 投 資 及 び 出 資 金	222,214		222,214	
25 積 立 金	9,299	1,250,000	1,259,299	
26 寄 付 金				
27 公 課 費	51		51	
28 繰 出 金	27,240		27,240	
予 備 費				
計	17,170,156	2,073,694	19,243,850	
財 源 内 訳	国 庫	674,334	1,250,000	1,924,334
	地 方 債	316,000		316,000
	そ の 他	4,660,640	97,865	4,758,505
	一 般 財 源	11,519,182	725,829	12,245,011

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
積立金	・鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金 1,250,000
7款 商工費	
1項 商業費	
2目 商業振興費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県経営力強化緊急支援事業補助金 7,000 ・商圈拡大・需要獲得支援事業補助金 5,000 ・鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金 1,844
3目 金融対策費	
負担金、補助及び交付金	・信用保証料負担軽減補助金 1,303
2項 工鉱業費	
1目 工鉱業総務費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県企業立地事業補助金 598,700 ・鳥取県工業団地再整備事業補助金 29,815
2目 中小企業振興費	
負担金、補助及び交付金	・素形材産業高度化総合支援事業費補助金 22,567 ・フードディフェンス強化支援事業 10,500 ・経営改善設備投資支援補助金 25,600

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
7	商工費	1 商業費	2 商業振興費	1,844	1,844				1,844	国経済対策補正により行う事業について、年度内に事業完了することが困難なため。
		計		1,844	1,844	0	0	0	1,844	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成25年度 フードマイ ンズ強化支 業補助	千円 補助金総額21,000千円を限度として、平成25年度に交付した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		千円 0	平成26年度	千円 限度額に 同じ	千円	千円	千円	千円
平成25年度 経営改善設 備投資業補 助	千円 補助金総額50,000千円を限度として、平成25年度に交付した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		0	平成26年度	千円 限度額に 同じ				
平成25年度 経営力強化 緊急事業補 助	千円 補助金総額7,000千円を限度として、平成25年度に交付した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		0	平成26年度	千円 限度額に 同じ				
平成25年度 商圏拡大・需 要獲得事業補 助	千円 補助金総額5,000千円を限度として、平成25年度に交付した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		0	平成26年度	千円 限度額に 同じ				

変更

事項	項目	限度額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
			期 間	金額 千円	期 間	金額 千円	特 定 財 源	特 庫 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源
平成25年度 中高年齢者就業 支援業務委託	補正前の額	千円 103,885		千円 0		千円 103,885	千円	千円	千円	千円	103,885
	補正額	10,907		0		10,907					10,907
	補正後の額	114,792		0		114,792					114,792
平成25年度 緊急雇用創出事 業費	補正前の額	202,599		0		202,599				202,599	
	補正額	97,865		0		97,865				97,865	
	補正後の額	300,464		0		300,464				300,464	

区 分	鳥取県基金条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地域人づくり事業を対象とする緊急雇用創出事業臨時特例交付金が交付されることに伴い、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置目的を改める。</p> <p>2 概 要 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置目的に、失業者の能力開発の支援及び就業中の者の処遇の改善の支援を加える。</p> <p>3 施行期日等 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
18 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	<u>失業者に対する短期の就業機会の提供及び能力開発、就業相談、住宅の確保その他の支援を行うとともに、就業している者の処遇の改善等を支援することにより、労働者の生活の安定を図ること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上して当該基金に積立て	<u>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる</u> とき。	18 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	<u>県内の離職者等（離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者をいう。以下この項において同じ。）を、次の雇用に至るまでの間、就業機会の提供、住宅の確保等により支援し、これらの者の生活の安定を図ること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上して当該基金に積立て	<u>(1) 離職者等の次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業に必要な経費の財源に充てる</u> とき。 <u>(2) 離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てる</u> とき。
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区 分	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業補助金の加算対象に、県内企業が行う市場占有率が高くなると見込まれる新たな事業を加える等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 提供する製品・サービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）に対する企業立地事業補助金の額については、投下固定資産額に100分の10及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（限度額5億円）を加算する。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
略		略	
5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

区 分	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について</p>						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。</p> <p>2 報告の内容 (平成26年1月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">常勤職員の区分</th> <th style="width: 30%;">現在員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 常時勤務に服することを要する職員</td> <td style="text-align: center;">48人</td> </tr> <tr> <td>2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">1人 (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 地方独立行政法人法施行令第8条第5号に該当</p> <p>【地方独立行政法人法（抜粋）】</p> <p>(議会への報告等)</p> <p>第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（地方公務員法第二十八条第二項 又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。</p> <p>2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。</p> <p>【地方独立行政法人法施行令（抜粋）】</p> <p>(常勤職員の範囲)</p> <p>第八条 法第五十四条第一項 に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項 又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者 二 地方公務員法第二十六条の五第一項 に規定する自己啓発等休業をしている者 三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項 の規定により休職者とされた者 四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項 の規定により派遣された者 五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項 に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条 の規定による勤務をしている者を含む。） 	常勤職員の区分	現在員数	1 常時勤務に服することを要する職員	48人	2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	1人 (※)
常勤職員の区分	現在員数						
1 常時勤務に服することを要する職員	48人						
2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	1人 (※)						

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額(円)	契約期間	設置場所等
1	産業人材育成センター	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	17,430	平成26年1月1日 ～平成26年12月31日	鳥取県立産業人材 育成センター倉吉 校

○鳥取県企業立地等事業助成条例

平成25年3月26日

鳥取県条例第8号

改正 平成25年7月2日条例第46号

平成25年10月11日条例第59号

鳥取県企業立地等事業助成条例をここに公布する。

鳥取県企業立地等事業助成条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業をいう。

(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であつて、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める業種に属する事業（当該事業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）

イ 情報処理・提供サービス業に属する事業

ウ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業

エ 自然科学研究所に属する事業

オ 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業

カ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるも

の

(3) 情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用する次に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であって、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）

イ 前号イからエまでに掲げる事業

(4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 次に掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業であって、次条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 第2号カに掲げる事業

イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業

(5) 投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が要綱で定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が要綱で定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が要綱で定めるところにより算出した額を除く。）をいう。

(6) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を除く。）をいう。

(7) 投資額 投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。

(8) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。

- (9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者に限る。）のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。
- (10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が設定する電気通信回線であって、当該電気通信事業者との同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約において専ら当該提供を受ける者の用に供するとされたもの（これに準ずると知事が認めるものを含む。）をいう。
- (11) 投下環境有益固定資産額 投下固定資産額のうち、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に係る家屋及び償却資産の取得に要するものをいう。
- (12) 初年度賃借料 賃借料（情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

（平25条例59・一部改正）

（企業立地等事業の認定）

第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内（知事が要綱で定める地域に限る。）において行われること。
- (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
- (3) 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。
- (4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適当であること。

2 知事は、特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
 - (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。
- 3 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務管理関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。
- (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
 - (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が適当であること。
- 4 前2項の規定による知事の認定は、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ごとに、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 6 知事は、企業立地等事業が第1項から第3項までに規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(平25条例59・一部改正)

(補助金の交付)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 企業立地事業補助金の額は、別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額（初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は、初年度賃借料の額を限度とする。）以下とする。

3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。

4 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

5 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第3項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

6 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

(1) 著しい雇用の増加を伴う事業であって、知事が特に認めるもの

(2) 著しく規模の大きい事業であって、知事が特に認めるもの

（事業実施者の責務）

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号	企業立地事業の完了の日か
	アからカまでに掲げる事業	ら7年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る特定製造業又は第2条第2号イからエまでに掲げる事業	情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間

コンテンツ・事務管理 関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補 助金に係る第2条第2号カ又は第4号イ に掲げる事業	コンテンツ・事務管理関連雇 用事業の開始の日から10年 間
-------------------------	---	-------------------------------------

2 事業実施者は、前項の表の中欄に掲げる事業を営む期間内（同表の右欄に定める期間内に限る。）は、知事が要綱で定めるところにより、毎年、当該事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告しなければならない。

（平25条例59・一部改正）

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る旧条例第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、なお従前の例による。

（検討）

3 知事は、経済情勢、雇用情勢その他の社会情勢の変化に応じてこの条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成25年条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条、第5条関係)

(平25条例59・一部改正)

	事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	第2条第2号アに掲げる事業	<p>(1) 投資額が1億円（県内中小企業にあつては、3,000万円）を上回ること。</p> <p>(2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業にあつては、3人）以上増加すること。</p>	<p>(1) 特定製造業にあつては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。）</p> <p>ア 投下固定資産額（別表第2の1の項に該当する場合にあつては、投下環境有益固定資産額を除く。(2)及び(3)において同じ。）に100分の30を乗じて得た額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(2) 特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあつては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。）</p> <p>ア 投下固定資産額を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>(ア) 20億円以下の金額 100分の10</p> <p>(イ) 20億円を超える金額 100分の15</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合にあつては、次</p>

		<p>に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号イに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（2億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号ウに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号エ及びオに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の30を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>
第2条第2号カに掲げる事業	<p>(1) 投資額が3,000万円を上回ること。</p> <p>(2) 常時雇用労働者が5人</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じ</p>

		(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。	て得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
情報 通 信 関 連 雇 用 事 業	特定製造業	常時雇用労働者が10人以上増加すること。	次に掲げる額の合計額 (1) 事業所(新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額(1,200万円を限度とする。) (2) 専用通信回線(新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額(2,000万円を限度とする。)
	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。	
	第2条第2号ウ及びエに掲げる事業	技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人以上増加すること。	
コ ン テ ン ツ ・ 事 務 管 理 関 連 雇 用 事 業	第2条第2号カに掲げる事業	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。	次に掲げる額の合計額 (1) 事業の実施前より増加した常時雇用労働者(第2条第4号イに掲げる事業にあつては、県内転入者は2人までとする。)のうち引き続き6月以上同時に雇用したものの最大数(前年までのコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付対象となった数を控除し、その数を順次合計した数の上限を100とする。)に50万円を乗じて得た額 (2) 事業所又は設備(新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限り。)の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補
	第2条第4号イに掲げる事業	常時雇用労働者(県内転入者は、2人までとする。)が5人以上増加すること。	

		助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)
		(3) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約(新たに締結され、又は変更されたものに限る。)に基づき支払う費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(500万円を限度とする。)

備考

- 1 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。
- 2 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。
- 3 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事する日までに県外から住所を移転した者をいう。

別表第2(第5条関係)

(平25条例46・平25条例59・一部改正)

1 第2条第2号アに掲げる事業であつて、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの(家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。)	投下環境有益固定資産額に3分の1を乗じて得た額(2億円を限度とする。)
2 次のいずれかに該当する事業であつて、知事が特に認めるもの (1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として	次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) (1) 投下固定資産額(1の項に該当する場合には、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。)に、次に掲げる

<p>位置付け、戦略的に推進している事業 (特定製造業を除く。)</p> <p>(2) 先進的な技術を活用する事業</p> <p>(3) 県内の資源を活用する事業</p> <p>(4) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10</p> <p>イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事業 100分の10</p> <p>ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p>(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア (1)のア及びイに掲げる事業 100分の50</p> <p>イ (1)のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25</p>
<p>3 二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額(知事が要綱で定めるものに限る。)に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料(知事が要綱で定めるものに限る。)に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)</p>
<p>4 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)</p>
<p>5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)</p>
<p>6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業(知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。)であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。)</p>

